

平成 19 年 9 月 5 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
 東京グロースリート投資法人
 代表者名 執行役員 角替 隆志
 東京都千代田区九段北四丁目1番9号
 (コード番号: 8963)

投資信託委託業者名
 グロースリート・アドバイザーズ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 芝辻 直基
 問合せ先 取締役 弘中 英世
 (TEL 03-3238-5341)

(訂正)規約の変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成 19 年 7 月 27 日に公表しました「規約の変更及び役員を選任に関するお知らせ」に添付の「投資主総会招集ご通知」に記載されている「第 1 号議案 規約一部変更の件」および「第 3 号議案 執行役員 1 名選任の件」の一部を下記のとおり訂正いたします。なお、網掛けは訂正部分を示します。

記

訂正箇所

P. 14 「第 1 号議案 規約一部変更の件」

【訂正前】

現 行 規 約	変 更 案
第 31 条 (執行役員及び監督役員の報酬の支払に関する基準)	第 33 条 (役員報酬の支払に関する基準)
執行役員報酬は 1 名につき月額 30 万円を上限とし、監督役員報酬は 1 名につき月額 20 万円を上限とし、それぞれの報酬月額は役員会で決定し、当月分を当月末までにそれぞれ指定の口座への振込みにより支払います。	執行役員報酬は 1 名につき月額 80 万円を上限とし、監督役員報酬は 1 名につき月額 40 万円を上限とし、それぞれの報酬月額は役員会で決定し、当月分を当月末までにそれぞれ指定の口座への振込みにより支払います。

【訂正後】

現 行 規 約	変 更 案
第 31 条 (執行役員及び監督役員の報酬の支払に関する基準)	第 33 条 (役員報酬の支払に関する基準)
執行役員報酬は 1 名につき月額 30 万円を上限とし、監督役員報酬は 1 名につき月額 20 万円を上限とし、それぞれの報酬月額は役員会で決定し、当月分を当月末までにそれぞれ指定の口座への振込みにより支払います。	執行役員報酬は 1 名につき月額 80 万円を上限とし、監督役員報酬は 1 名につき月額 40 万円を上限とし、それぞれの報酬月額は役員会で決定し、当月分を当月末までにそれぞれ指定の口座への振込みにより支払います。

P.24 「第3号議案 執行役員1名選任の件」

【訂正前】

氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所有する 投資口数 (口)
角替隆志 (昭和30年4月18日)	平成16年1月 本投資法人監督役員就任 (現任) 平成18年5月 本投資法人執行役員就任 (現任)	0

【訂正後】

氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所有する 投資口数 (口)
角替隆志 (昭和30年4月18日)	平成16年1月 本投資法人監督役員就任 平成18年5月 本投資法人執行役員就任 (現任)	0

以上

- * 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.tgr-inv.co.jp/>